

議案第46号

西脇市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年6月7日

西脇市長 片山象三

(理由)

行政手続における押印の見直しに伴い、所要の改正を行う必要があるため。

西脇市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

西脇市固定資産評価審査委員会条例（平成17年西脇市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(審査の申出) 第4条 (略) 2・3 (略) (削る)</p> <p>4・5 (略) <u>(口頭審理)</u> 第8条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。 (1)～(3) (略) 6～8 (略)</p>	<p>(審査の申出) 第4条 (略) 2・3 (略)</p> <p>4 審査申出書には、審査申出人（審査申出人が法人その他の団体であるときは、代表者又は管理人、総代を互選したときは総代、代理人によって審査の申出をするときは代理人）が押印しなければならぬ。 <u>5・6 (略)</u> <u>(口頭審理)</u> 第8条 (略) 2～4 (略)</p> <p>5 前項の口述書には、次に掲げる事項を記載し、提出者がこれに署名押印しなければならぬ。 (1)～(3) (略) 6～8 (略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。